

●国保税率の改定

町では東京都から示された「標準保険料率」を参考に「国保財政健全化計画」を策定し、計画的な税率改定により、法定外繰入を段階的に削減していくこととしています。

令和6年度の国保税率改定では、下表のとおり改定しました。

項目		令和6年度 標準保険料率	令和6年度①	令和5年度②	比較①－②
医療分	所得割	8.52%	5.90%	5.60%	0.30%
	均等割	51,376円	29,500円	28,100円	1,400円
	限度額	—	650,000円	650,000円	0円
後期高齢者 支援分	所得割	2.86%	2.00%	1.90%	0.10%
	均等割	16,816円	11,000円	10,500円	500円
	限度額	—	240,000円	220,000円	20,000円
介護納付金分	所得割	2.31%	1.95%	1.85%	0.10%
	均等割	16,782円	12,600円	12,000円	600円
	限度額	—	170,000円	170,000円	0円

国保税率の変更ほか

・国保税の軽減

国保世帯の合計所得が一定金額以下の世帯は、保険税均等割額が軽減されます。

申請の必要はありませんが、軽減を受けるためには、世帯主を含む被保険者全員の方の所得の申告が必要です。

・未就学児の保険税均等割額の軽減

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、未就学児に係る保険税均等割の5割を減額します。

・納税通知書の送付

令和6年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

・医療費の節約にご協力ください

日頃の生活習慣を振り返り、特定健診を受診するなど、健康保持・増進に努めることが大切です。後発医薬品（ジェネリック医薬品）などの利用も薬代の節約につながります。

みなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、

- ・住民課 総合収納係（国民健康保険税について） ☎ 83-2190
- ・住民課 総合窓口係（国民健康保険の制度について） ☎ 83-2182

森林の間伐費用を 東京都が全額負担

町では、森林の間伐費用を東京都が全額負担して実施する「多摩の森林再生事業」を行っています。

手入れが行き届かない暗いスギやヒノキの人工林は、樹木が太く育たないだけでなく、雨が降ると土砂が流出するなど災害が発生しやすくなります。

間伐を行うことで日光が地面まで届くようになり、下草などが生えて森林が本来持っている機能が回復し、災害防止につながるだけでなく、太くて丈夫な樹木に育ちます。

森林をお持ちの方で、間伐の希望がある方および、手入れについて相談したいことがありましたらご連絡ください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295